

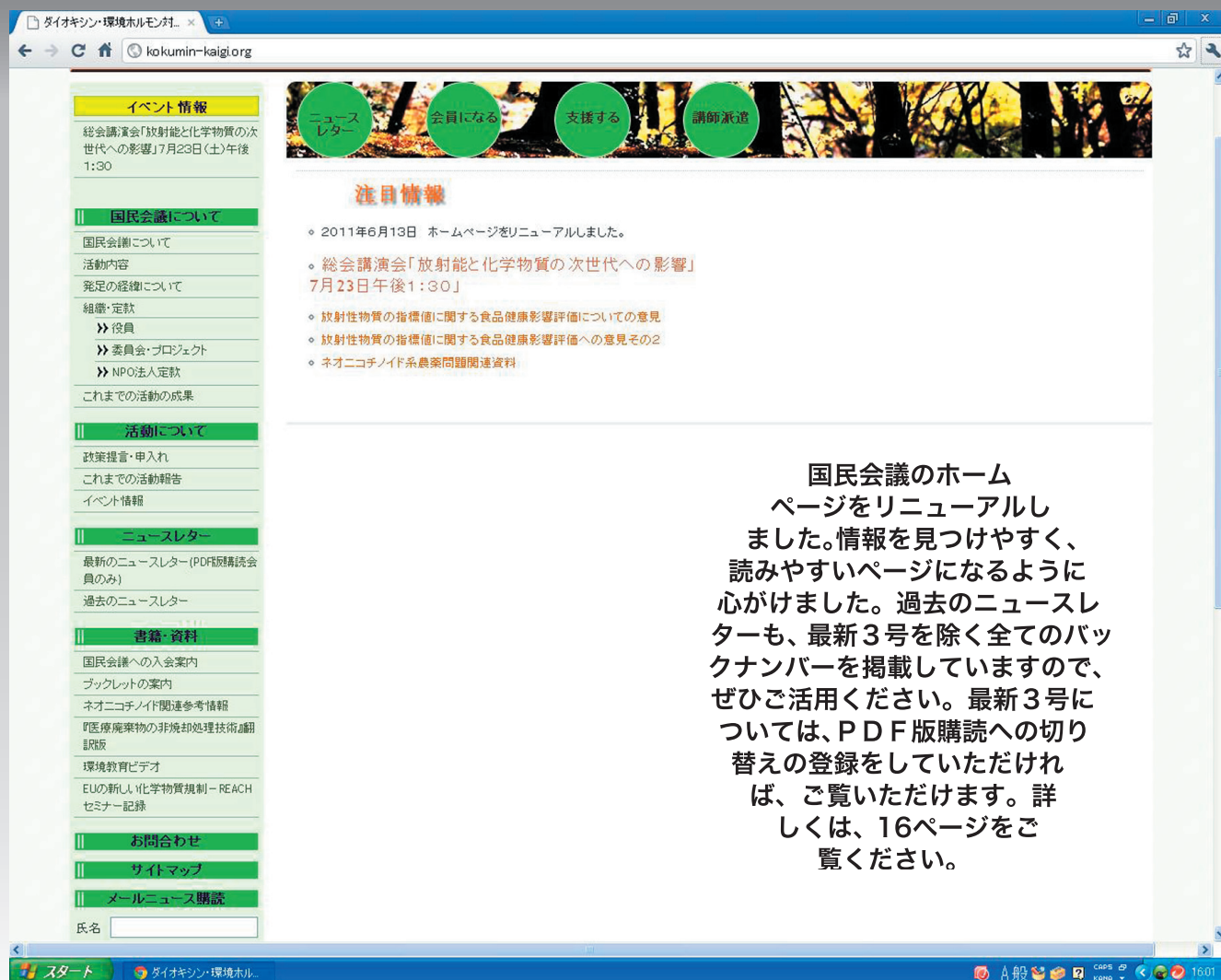
ニュース・レター

NEWS LETTER
Jun. 2011

vol.
69

ホームページが新しくなりました

<http://www.kokumin-kaigi.org>



国民会議のホームページをリニューアルしました。情報を見つけやすく、読みやすいページになるように心がけました。過去のニュースレターも、最新3号を除く全てのバックナンバーを掲載していますので、ぜひご活用ください。最新3号については、PDF版購読への切り替えの登録をいただければ、ご覧いただけます。詳しくは、16ページをご覧ください。

CONTENTS

- ② 立川 涼／福島原発事故再論
- ⑤ 植田 武智／放射線被ばく基準 トータル被ばく量の上限值を考えるべき
- ⑥ 小椋 和子／野村大成先生からの伝言
- ⑧ 田坂 興亜／長野県の農薬空中散布をめぐる
- ⑩ 中村 幹雄／誰のための添加物行政か
- ⑫ 川廷 昌弘／生物多様性条約は市民の声が届く国際条約だった
- ⑭ ケミネットシンポジウム報告～今こそ化学物質政策基本法の制定を～
- ⑮ 山本 雅子／6.11脱原発100万人アクション参加報告



巻頭言

福島原発事故再論

代表 立川 涼

福島原発の重大事故は、事故そのものの事実の確認も未だ不十分、事故炉の今後の推移も不明、様々な、時として相反するような事実や経緯が公表され、混乱を極めている。そもそも収束に向かっているのかさえはっきりしない。

21世紀を想う

2008年、私は環境化学討論会で『21世紀を想う』と題して特別講演を行った。原発を念頭に置いて考えたものではないが、私は同じような視点で原発も考えている。以下要旨の一部を再録する。

私の知る限り、「環境」についての最大の定義は「私以外のすべて」である。「環境」の世界は広がり多様化している。環境は環境学専門家の独占的領域ではなくなっている。むしろプロとしての環境科学者は何を売り物にすればよいのか。このことは専門家の仕事だけではなく、教育のあり方も問われることになる。

昔は、といっても60～70年代、公害の研究者は育ちの悪い人間ばかりであった。新しい専門であったため、予め専門の勉強、素養のある人はいない。さまざまな分野の専門家がそれぞれの事情で公害に手をつけた。やりたいテーマ、やるべきテーマがやれた自由な時代であったと言えなくもない。私の専門も土壌有機化合物から、農薬BHCの分析に変わった。

現在はというと、サラブレッド、学生時代から環境科学を学び、そのまま職業としての環境の世界に入る。細分化、専門分化は避けようがない。贅沢を

言えば最近の環境関連諸科学は面白くない。ワクワクさせることが少ない。世界が狭い。世間の関心がこれだけ大きいにもかかわらず、専門家はその期待に応えているとは言い難い。

時代のキーワードは越境である。研究に限らず、金儲けでさえ、境界を越えたり、あるいは接点で面白いことがある。専門的にも空間的にも越境は容易になり、ITの進展は一層越境を加速している。越境の結果として共同（研究）が増えている。しかし、異なる専門家が集まれば共同研究が成立するほどことは甘くない。時としてお金と時間の無駄、そして人間関係を壊したりする。共同研究（チームワーク）の方法論は未熟で、近着の“Nature”には共同研究はロマンスみたいなものとある。研究者はロマンチストで将来を夢見るが、恋愛が幸福な結婚に至るとは限らないのと同様である。

私は大型研究の社会的有用性は否定しない。しかし、社会の研究技術への期待は多様である。大型研究はえてして、大量の若い有為な研究者を浪費し、つぶしてしまうこともある。そもそもこうした大型研究は成果を求めるものであって、研究者の教育養成のためではない。若い研究者を夢中にさせることは多くはない。

米国の科学技術計画の専門家が「NMRはいかにバイオメディカルな研究費を投入しても実現はしなかった。核磁気共鳴という基礎物理学の発見がなければ生まれなかった」といっている。至言であろう。ブレークスルーを生む研究は計画的に生まれるとは限らない、予測しがたい性格を持つ。天才は育てられるものではない。育種と栽培は方法と評価基準が

異なる。誤解を恐れずに言えば、種を生み育てるためにはパラマキの研究費も有用である。1億円あれば300万円ずつ33人の若い研究者に投資できる。時代を開く研究は若人にしか期待できない。

大きな時代の変わり目である。おそらく数百年という単位で考えたほうがよいような大きな時代の変わり目である。資本主義市場経済の終焉を预言する学者もいる。お金と物が中心の世界は地球温暖化を生み、モラルの低下も深刻である。住みにくい社会になっている。物とお金があればハッピーという20世紀モデルが破綻していることは誰の目にも明らかであろう。これからの時代は20世紀モデルの延長線上にないことは間違いないが、具体的な新しいモデルはいまだ誕生していない。それは多分、多元価値社会、百人百様の幸福を追求する時代であろうか。国民を幸福にする科学技術とはどのようなものであろうか。科学技術政策の方向と選択、具体化には政治的役割が決定的に重要である。科学技術への国の資源の投入は莫大であり、その詳細は国民の将来を左右する。その政策決定には専門家の審議会が多用されている。専門家とはいかなるものか。特定の限定された分野に詳しいから専門家である。ここで問われているのは科学技術の社会的な適用、応用であろう。学会ではない。専門家の常識と社会の常識が一致するとは限らない。

トランスサイエンスという言葉がある（中島秀人による）。米国オークリッジ研究所の所長を永く務めたアルビン・トフラーの創句である。トランスサイエンスとは「科学によって問うことは出来るが、科学によって応えることのできないような問題群からなる領域」である。トランスサイエンスの問題では専門家の間ですら見解が分かれることが多い。だから意思決定は利害関係者や一般市民を巻き込んだ公共討議において行うべきとする。この領域では科学技術に対するシビリアンコントロールが必要である。言い換えれば国民の科学的教養が国民の安全健康を保証する。

このままでは何も変わらない。 即刻23年度予算の組み替えを

もともと未完の技術であった原子力発電は、“フ

クシマ”を契機にその非経済性（安くはない）と危険性が公知のものとなった。しかし、原子力発電の停止、あるいは新設中止の見通しを楽観してはいない。いずれ、飽きっぽいマスコミが“フクシマ”を取り上げなくなれば、産官学の原発ファミリーは陰に陽に動き出すであろう。“フクシマ”に学んだのは外国で、日本は元の黙阿弥になることさえ恐れている。国民の持続的関心が問われるとともに、再生可能エネルギーの具体化が急がねばならない。ところが、国は全く変わっていない。

国の仕事は予算を組んで実行する。3.11原発事故で、日本の原発とエネルギー政策の大幅な見直しが議論されている。ところが、3.11以前に編成された23年度予算は、当然のことながら、従来通りの原発偏重のままである。つまり、このままでは、本年度はこれまでと何も変わらない。早急に原発関連予算を、再生可能エネルギー推進に振り替えるべきである。

政府のエネルギー分野の予算は、一般会計の9割以上、特別会計の7割以上が原子力関連予算である。通産省が音頭をとる地球温暖化防止フォーラムなどは、ほとんど原発のPRであった。こうした日本の異常とも思える原発偏重のエネルギー政策と予算は、地球温暖化防止が国の内外で重大な政策課題となった後も今日まで継続されてきた。

再生可能エネルギーは太陽、風、バイオいずれも薄く広く分布している。これまでの大型集中型ではなく小型分散型である。きわめて効率が悪く経済合理性に欠けるとされてきた。しかし、見方を変えれば、地域に広く分散されたエネルギーは、利活用に手間暇がかかるだけに広く地域に新しい雇用を生む。これまで原子力を支えてきた雇用も十分に転用できよう。

バイオマスエネルギーは、日本の緑と食の保全にも貢献できる。生態学的に日本の極盛相は森林である。つまり放置しておけば日本は林になる。乾燥化、砂漠化に苦しむ地域は世界に広い。緑に恵まれた日本の利点を生かさないのは賢明ではない。木材の輸入は今後資源、価格、の両面から難しくなる。積極的に木材の利用を拡大するとともに、派生する森林バイオマスはエネルギー資源としても活用できる。ドイツでは、最大の雇用創出産業は木材関連業で

あり、自動車産業も上回る最大の産業となっている（「日本林業はよみがえる」、梶山恵司、2011）。ドイツでできて、日本でやれない理由はない。問われているのは、政治である。

ソフトバンク孫正義社長の休耕田や耕作放棄地を活用した大規模太陽光発電所（メガソーラー）の建設計画がメディアで報じられた。私は数年来、遊休水田のバイオマス利活用を推奨してきた。“食べない稲作”計画である。米食が減るのは避けられないかもしれない。しかし、水田が減るのは食料供給の点だけではなく、日本の原風景としての水田の喪失につながる。

食料として水稻ほど利点のある作物を知らない。まず、連作が可能である。畑作は連作障害があり、欧州の三圃式農業は、連作障害回避の工夫であった。水稻は千年の連作もできる。栄養のバランスもよい。栽培技術は完成度が高く、労働生産性も高い。水稻は、背広を着てトラクターを運転するだけで収穫できると冗談半分に言われるほどである。食べないのであれば、コシヒカリにこだわることはない。農薬の使用量も減らせる。耕地面積あたりの収量を2～3倍にすることは現行の技術で可能である。食べない米はバイオエタノールなど利用の方法はいくらでもある。しかし、現実には補助金など制度面の制約が実現を阻んだ。ここでもやはり、政治の出番である。

風評被害について

「風評」は、広辞苑によれば「世間の評判。うわさ。とりざた。」とある。しかし、昨今の「風評」は、極めて政治的用語である。

一例をあげる（神山美智子弁護士による）。平成17年8月、厚労省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から出された「妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項」には、発表文末に＜正確な理解のお願い＞として“いわゆる風評被害につながらないように正確に理解されることを期待する”とあり、念の入ったことにA4発表文の1枚ごとの下段に「報道等に当たっては、いわゆる風評被害が生ずることのないようにご配慮方よろしく申し上げます」というカコミワクが入っている。

こうした政府の“風評被害”の発想には、福島原発放射能汚染公表の隠蔽や遅れにも通底している。

国民に冷静な判断を求める政府が情報を隠蔽するのは論外である。そもそも国民を信頼せずして政治が成り立つのであろうか。最近の事態はさらに深刻である。福島原発事故にともなう放射能汚染データを、高濃度汚染地帯の住民にも知らせなかった。理由は「風評被害が出るから」。政府の言う風評被害とは、つまりは国民が情報を持ち個々人で判断したら困るという意味のようだ（島崎今日子）。

斎藤美奈子（6月2日愛媛新聞『現論 原発事故の風評被害』）も“風評という言葉は、責任があたかも消費者にあるような錯覚を起こさせる”。“「風評被害」が情報の隠べいを正当化する方便に使われている”と書いている。鋭い指摘である。

情報公開は、国内にとどまらず、国際的にも、また、国益のためにも求められる。EUでは、加盟国が域内の水産資源に関する科学的データを十分に提供しない場合、対象国の2012年の漁獲枠を最大25%削減する提案をまとめた、と報じられている。資源確保が狙いではあるが、福島原発の放射能汚染でも、こうした事態がありうるという想像力はあってもよい。

（2011年6月2日）

放射線被ばく基準

トータル被ばく量の上限値を考えるべき

事務局 植田 武智

ムンテラと公衆衛生の論理の違い

「ムンテラ」という言葉をご存じだろうか？ 知りあいの医者に教わった言葉なのだが、「医者が口頭で患者に病状説明をする」ことだ。

放射線の専門家という人たちが言う「100ミリシーベルト以下の被ばくの影響については、発がん性があるとしても0.5%程度、生活習慣による発がんとは区別がつかないくらいだ」という説明は、不幸にも放射線を浴びてしまった患者さんへのムンテラとしては適切なのだという。「200人が被ばくしても1人しかガンになりません。あなたががんになる可能性は低いです。死ぬまでに半分の人のがんになるんです。今すぐ検査する必要もないのでそんなにくよくよしないでください。でも定期的に検査はしましょうね」と患者さんを元気づけるのだそう。

ただ、これから被ばくするかもしれない状況にいる不特定多数の人たちには、決して言うてはいけない言葉なのともいう。

福島の人たちの差別されたくないという気持ちはわかるが、きちんと被ばく量を記録し、管理すべきだとその医者は言う。

食べ物に関しても今まで被ばくした量を加味しなければならぬ。いま福島の人たちに福島のを食べさせてはいけないだろう。福島県内の多くは放射線管理区域になっているので、管理区域で飲み食いするとしたら、少しでも汚染されていない食品を食べるべきだということになる。

被ばく基準の縦割りをやめろ

国際放射線防護委員会（ICRP）や原子力安全委員会が定める被ばく基準は、平常時には、年間1ミリシーベルトというだけでなく、さらに合理的に

可能な範囲でできるだけ低くという原則（ALARA＝アララ原則という）が適用されている。しかし、それが今回のような非常時となるとさまざまな暫定基準が錯綜し、まさにアララという間に被ばく許容量が上がっていく。

文科省が固持しようとした20ミリシーベルトは外部被ばくの基準だ。一方、現在の食品の暫定規制値は食品からだけの被ばくを問題にしている。規制値ぎりぎりの食品を1年食べ続けた場合の被ばく量は17ミリシーベルトになってしまう。要するに被ばく基準の縦割りが起きているわけだ。大気からの被ばくは、どこも言及していない。

そんな中、食品安全委員会が暫定でなく、生涯にわたって摂取し続けても安全と思われる放射性物質の摂取量についての健康影響評価を実施中である。そもそも食品には、放射性物質のような遺伝発がん物質は残留してはいけないというゼロリスクが前提になっている。食品添加物のアカネ色素が禁止されたりしたのがよい例だ。しかし、環境中の汚染物質などゼロにできないものもある。たとえば毒素を出すアフラトキシンというカビの場合、世界的には10万人に1人の発がんリスクが増える量を実質的安全とみなして規制しようとしている。

放射性物質の場合も現実的に汚染をゼロにできないとしたら、どの程度の発がんリスクまで許容するかという話にならざるを得ない。問題は自然被ばく量に上乗せされる公害としての放射線物質による被ばく量だ。食品安全委員会では7月をめどに結論を出す予定だが、現在の議論では、まず外部被ばく、内部被ばくをトータルで換算できるような全体の被ばく上限を見つけるべきという意見が出ている。しかし、全体の方針は不明なままだ。どのような結論が出るか注目する必要がある。

野村大成先生からの伝言

運営委員 小椋 和子

野村先生は、放射線基礎医学の専門家である。長らく大阪大学医学部で教授をされ、現在は大阪大^{しょうへい}招 聘教授をされている。私が、野村先生のお名前を知ったのは合成洗剤の不安を伝えた東映教育用ビデオ「くらしの不安 合成洗剤」であった。受精したマウスの皮膚に合成洗剤を塗布すると、受精卵が着床せずに胎児が生まれないという内容である。

このビデオを大学の一般教養の教材として使用し出したのはかなり昔のことである。このビデオは解剖場面があったために学生達には刺激的で反響が大きかった。学生の教育のために現在も続けてこのビデオを利用している。不妊のために多くの女性が苦しんでいる状況は合成洗剤などが原因であり、まさに人間がモルモットになっていると先生は伝えているような気がした。また、先生の放射線の胎児への影響についての講演会を聞き、研究者が多数いるのに化学物質や放射性物質の影響を研究する研究者が少ないことに気がついた。嬉しいことに、野村先生の研究に対して1999年に第4回Award of the Society of Cancer Research and Communicationを受賞されたことを伝え聞いた。そのほか、実際には沢山の賞を受けられている。

私の専門は地球化学（最近は環境化学と紹介している）といい、一般には耳慣れない分野である。自然系を扱っている私の研究分野と生命を研究されている先生の研究とは専門が違う。誤った紹介をしている可能性があるが、お許しいただきたく思う。あえて紹介をするのは国民会議設立の目的である「ものを言えない子ども」を守ることと経世代についての野村先生の研究はまさに一致していると思われたことによる。

野村先生は化学物質や放射線が細胞分裂中の胎児、小児に与える経世代にわたる影響のなかで、奇形、ガン、胎芽死亡（3カ月までは胎芽という。それ以降は胎児という）などについて、曝露の時期などをかえて多くの研究論文を発表されている。曝露の時期が大切であることには私たちもサリドマイドによる奇形の発症でよく知っているとおりである。

この度の東京電力福島第一原発事故に関連して、野村先生は2011年3月22日の共同通信社配信の評論「内部被ばくの防止が重要 正確な測定値と説明示せ」により、警告を発した。野村先生の評論によれば、「特に小児への健康影響では内部被ばくがより懸念される」という。野村先生は、旧ソ連チェルノブイリ原発事故後のユネスコによる現地調査等の経験から、枝野幸男官房長官らが発する「直ちに健康に影響はない」という言葉は原子力事故のたびに国民を安心させるため使われてきた決まり文句に過ぎないと政府の発言を批判する。野村先生は、次のように述べて住民の晩発影響を懸念されている。「急性障害（症状は1シーベルト以上、治療しなければ7～9シーベルトで死亡）は過去の事故例でも、現場の作業員や救援などで立ち入った人に限られている。しかし、住民に問題になるのは、忘れた頃にやってくる、内部被ばくの晩発影響（8割はがん）であり、その予防である。

特に、風に乗って遠くまで運ばれる放射能を帯びた降下物が呼吸や、やがては水、食物を介して体内に取り込まれて内部被ばくする。取り込まれた放射性物質の中には、特定の臓器に集中的に蓄積される元素があり、取り続ければ長期間にわたり放射線を浴びせる」

「牛の原乳やハウレンソウから暫定基準値を超える放射性物質が検出されても『牛乳は1年間摂取し

続けてもCTスキャン1回分程度』だから安全という政府の発表には異議を唱えたい。医療被ばくは健康へのメリットが多いから、規制が除外されているのであって、安全といっているのではない」

野村先生は、食品が内部被ばくを起こすことを懸念されている。特に、ヨウ素131が子どもに対して問題だと言う。「ヨウ素は甲状腺に集まり、ベータ線を出す。半減期が8日と短くても、成長期にある子どもには、取り続ければ危険性が無視できない」「チェルノブイリ事故では、10代後半の被ばくでも、事故15年後に甲状腺がんがピークに達し、通常の10倍を超えた。放射能で汚染した牧草を食べた牛の乳を介してヨウ素が子どもの甲状腺に集中した。今回は、放射性ヨウ素の値はチェルノブイリよりはるかに低いが、注意は必要である」と警告される。

また、野村先生は、予防の観点から、暫定基準値を超えた農産物の移動・摂取は厳しく制限しなければならないとして、土壌や作物の正確な測定値と説明を求めている。

上記のような内容は生物影響を科学的に調査された野村先生だからこそやむにやまれずに発せられた言葉だと思う。

少しでも放射性物質について学んだ人はこの度の基準のすげ替えには憤りを感じていたことであろう。実は私は1957年ごろ恩師半谷高久先生のもとで榛名湖水のストロンチウム90の定量を行っていた。1963年8月に部分的核実験停止条約が締結されるまでアメリカ、ソ連、イギリスは競って実験を行っていた。特に最終年は駆け込みで大量の大気圏核実験が行われた。それから数十年後、私は湖の柱状堆積物中の有機物の分析を大学定年まで行っていた。人間が汚染したPCBやDDTやそのほかの化学物質を分析していた。その歴史を知るために、堆積物の年代が必要である。その際に大気圏核実験でばらまかれたセシウム137の濃度分布を利用した。先に述べたように最高濃度の層は小さい湖の場合は1983年となるからである。海や湖の堆積物の下層にはこのように大気圏実験の際の放射性物質が眠っているのである。今回の原発事故は核兵器の爆発とは異なるが、影響は同じである。原子炉内部の核分裂生成物はメルtdownによってかなりの量が海洋に流され

たと考えられる。海産物の放射性物質汚染が危惧される。

放射性物質を扱っている従事者以外の住民、とくに胎児、幼児やこれから子孫を残そうとしている若者が不要の放射線をあびることは避けなければならない。このことはすでに全ての人の常識である。何故なのかと言うことを研究されておられたのが野村先生である。野村先生が発表された「Of mice and men?」NATURE, VOL 345, 21, JUNE 1990, 671は大部の研究成果の概要に当たると思われる。本来はこれを紹介しようと思っていたが、紙面もつきたので何らかの機会にまた、ご紹介したい。

なお、野村先生の関連資料は理事の水野玲子さんから提供いただいた。ここにお礼を申し上げたい。

長野県の農薬空中散布をめぐるって

運営委員 田坂 興亜

反農薬東京グループの河村宏さんから「長野県が、農薬の空中散布をめぐるってパブコメを行っているので、応募したらどうですか」という呼びかけがあったのが、私たちがこの問題に関わるきっかけだった。「松枯れ防止」ということで、過去30年以上続けられてきた農薬の空中散布が、有機リンに対する批判が多くなってきたこともあってか、ネオニコチノイド系の農薬に換えようとする動きもあることから、ネオニコ問題の対象にもなってきた。

長野県のパブコメ要請への対応

長野県の公式ホームページでは、1)「松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方検討の中間報告(案)」と、2)「農作物に対する無人ヘリコプターを利用した農薬空中散布の今後のあり方(案)」の二つの報告に対するパブコメが求められていた。このうち、第一のパブコメとして添付されている報告の中に、「農薬空中散布の有効性」を示すものとして、「空中散布実施松林と非実施松林の比較(茨城県旭村の例)」と称する1980年の農林水産航空協会資料を出典とする写真が掲載されている。この写真には、S字型に引かれた線をはさんで、片方は緑一色、もう一方は、無残に枯れた松林が写っている。30年前に写された写真を示して、「農薬空中散布の有効性」を主張するこの報告書は、1976年に「松枯れ防止法案」が国会で議決されたときの状況を思い起こさせる。1977年9月13日の朝日新聞によれば、松枯れ防止に農薬散布が有効であることを示すデータとして国会に提出された資料には、「その後の調べで、林野庁が改ざん、捏造したり、調査もせずに調査したと発表したものなどが多数含まれていて、信用できない」という指摘が当時の社会党の国会議員から出され、当時の鈴木農林大臣は、「間

違いの事実を認め、それが資料整備の段階での事務的な間違いであったとしても、心から申し訳なく思う、と謝罪すると同時に実情を調査することを約束した。しかし、鈴木農相は、当面空中散布を続行する方針を明らかにした」と報道されている。こうした改ざん、捏造されたデータを根拠にして成立した農薬空中散布の法律は、その後、成立時点での疑点を晴らすことなく何度も延長されて、日本の全土でスミチオン(フェニトロチオン)の空中散布が30年以上も続けられてきたのである。農薬の空中散布を30年以上も続けたのに、今なお松枯れが続いていること自体、この方法に効果がないことの証ではないのか? 農薬企業に莫大な国家予算が流れ込むこの事業を続けさせているのは誰なのか?

長野県庁による説明

上記のようなことをパブコメとして準備していたとき、「4月5日に長野県庁で、農薬の空中散布に関して説明する」と、上田市で農薬空中散布の中止を訴えてきた田口操さんに連絡があったので、私たちは田口さんや筑波大学の名誉教授で、松林の生態系を長年研究してこられた林一六先生と合流して、長野県庁に行った。一通り県庁側からの説明を聞いたあと、林先生が「私は長年松の研究をしてきたが、松というのは、ある年月がたつと自然に枯れ始め、代わって、他の樹木が生い茂るのです。この自然の営みを害虫のせいにして、農薬を散布することは大きな間違いです」と話され、根拠となる論文を添付してパブコメを提出したので検討してほしい、と付け加えられた。続いて私たちが、1977年の朝日新聞を提示して、「松枯れ防止に、農薬散布が有効である」との根拠自身が虚構であったことを指摘し、ネオニコチノイド系農薬の使用は、ミツバチに壊滅的な影

響を与え、また、人間の脳・神経系の発達にも悪影響を及ぼす可能性があるので止めてほしい、と「ネオニコパンプ」を配布して発言した。

黒田洋一郎先生と本山氏との討論を 立川代表、中下事務局長らと傍聴

2011年5月12日には、長野県が「有人ヘリ松くい虫防除検討部会」に「有識者」として、農薬散布賛成（推進）派の本山直樹氏（東京農大総合研究所客員教授）と反対派の黒田洋一郎氏（元東京都神経科学総合研究所参事研究員）を招いて意見聴取を行った。こうした「検討部会」を賛成、反対両方の立場の研究者を招いて、しかも公開で行うのは画期的なことであるが、この意見聴取の結果が、今後の農薬空中散布の見直しに生かされなければ意味が無い。

推進派の本山氏は、農薬空中散布によって健康被害を訴える事例は、因果関係の立証が無く、むしろ心理的なものであって、実際に農薬によって引き起こされたものとは考えられない、と主張。彼自身が農薬散布の際に散布の場所から少しずつ離れた場所で測定した農薬の空中濃度を示して、被害を訴えた人が居た5キロ離れた場所には、農薬が検出限度以下だった、と一見説得力のある議論を展開した。これに対し、黒田氏は、「本山先生は大変正直な方なので、ご本人が発表された研究論文の中に、5キロ離れたところからも検出限界以上の農薬が検出された、と書いておられる」と、本山氏の研究論文を提示された。これには、本山氏も完全に色を失ったのであった。また黒田氏は、神経科学の専門家として、ネオニコチノイド、有機リン系などの農薬が、極めて低濃度でも人の神経系統に影響を及ぼすことを最近の研究論文を挙げて示された。

農薬空中散布の見直しに全く生かされない パブコメの取り扱い

二人の意見聴取のあと、長野県庁の職員が、多くの市民から寄せられたパブコメの要約と、これに対する「県の考え方」を、配布された印刷物により説明した。私たちが提出したパブコメに対しては、「これまでの実施状況等を踏まえると、空中薬剤散布には一定の効果があると考えている。これまでに行われた調査等では、マツノマダラカミキリ以外の昆虫

の個体数に空中散布の前後で大きな変化が見られないことが明らかになっている。実施主体である市町村が、住民のみなさんとの情報交換等により、空中散布の必要性の理解を深めていただきながら、個々の状況を適切に把握して、実施の可否を判断することが重要であると考えています」となっていて、私たちの意見が、県の方針を見直すことには全く生かされていない。私たち以外の非常に多くの市民や専門家から、農薬の空中散布は利益よりも害のほうが多いので中止すべきだ、という意見が寄せられているにも関わらず、「県の考え方」では一貫して、農薬の空中散布が必要だと執拗に繰り返している。これではパブコメを行った意味がない。長野県の農薬空中散布の検討委員会に、本山氏と共著論文がある研究者が入っていることも影響しているのではないかな。

長野県副知事との会見

検討会の後、副知事と面会した。検討会を傍聴した立川代表から、「二人の専門家から意見聴取をしておきながら、それらの意見を全く反映することなく、6月には松枯れ防止のために農薬の空中散布を実施するというのは、意見陳述をした専門家に失礼ではないか」と率直な意見が出され、中下事務局長他も、専門家の意見聴取や、パブコメに寄せられた多数の市民、専門家の意見を無駄にせず、ぜひ、農薬散布中止まで含めて充分検討してほしい、と意見を述べ、副知事は、丁寧にそれらの発言に耳を傾けて下さった。しかし長野県では、千曲市など各地で農薬の空散が6月中旬には始められようとしている。緊急の働きかけが必要である。

誰のための添加物行政か

鈴鹿医療科学大学薬学部 中村 幹雄

食品添加物は、食品の製造、加工、保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤等によって使用される物質です。①色、香、味、テクスチャーの付与、②製造・加工の効率化、③保存性の向上、④栄養強化を目的として使用されます。

1) 取締行政

粗悪な着色料を取り締まる「アニリン其他鉍物製ノ絵具染料ヲ以テ飲食物ニ着色スルモノ取締方」が内務卿から各府県に通達された（明治11年4月）ことが食品衛生に関する最初の実施です。さらに、「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」（明治33年2月、法律第15号）を制定し、行政庁が法律の定めるところにより、販売の用に供する飲食物等の製造、採取、販売、授与、使用を禁止、物品の廃棄処分、検査のための収去、営業の禁止・停止をできるようにしました。翌3月には、内務省令により、これらを警視總監や知事の職権とし、軽易なものについては警察官署に委任できるとし、警察官による食品衛生の実施が行われるようになりました。

食品衛生は、富国強兵・殖産振興を支える労働力を維持するためのものでした。正に「取締行政」であり、手法は「通知行政」「裁量行政」でした。取締りが行われたにも関わらず毎年有害性着色料による中毒被害（主にヒ素）が発生しました。

第二次世界大戦の敗戦により、新憲法が制定され、それに伴い1947年5月に「食品衛生法」が制定され、関係法令も整備されましたが、「取締行政」「通知行政」「裁量行政」は変えることはありませんでした。極めて不十分な取締行政の下でも、着色料、防腐剤、人工甘味料の違反による摘発は続きました。

2) 指定制度

1955年に森永ヒ素ミルク中毒事件が起こり、これを契機とし、1960年に「第一版食品添加物公定書」

が公表されました（198品目）。その後も食品添加物の指定と削除が繰り返され、1970年頃には350品目程度にまで増加しました。

現在、食品添加物は原則として、厚生労働大臣が定めたものの以外の製造、輸入、使用、販売等は禁止されており、この指定の対象には化学的合成品だけでなく天然物も含まれます。例外的に指定の対象外となるものは、一般に飲食に供されるもので添加物として使用されるもの及び天然香料のみです。従って、未指定の添加物を製造、輸入、使用、販売した場合には食品衛生法第10条違反となります。医薬品のような承認制度ではない国による「指定制度」が続いています。

着色料のアナトー色素の水銀汚染問題から、水銀規制に尽力しました。その結果、国際規格（JECFA規格）では水銀を規制することになりましたが、日本は規制していません。



水銀で汚染された池がアナトーの栽培地を汚染し、抽出・濃縮して得られるアナトー色素からも水銀が検出された。

増粘多糖類のカラギナンに発がんプロモシンの疑いが生じたことから、国際規格では「分子量5万以下は、5%以下」との限度規格が設けられましたが、日本は規制していません。欧米では「離乳食に使用しない」は常識ですが、日本では制限されませ

ん。ある種の加工でん粉についても同様の状況です。

子どもの多動性との関連の疑いがあることから、アゾ系タール色素の使用をヨーロッパでは極力制限することになりましたが、日本は規制していません。

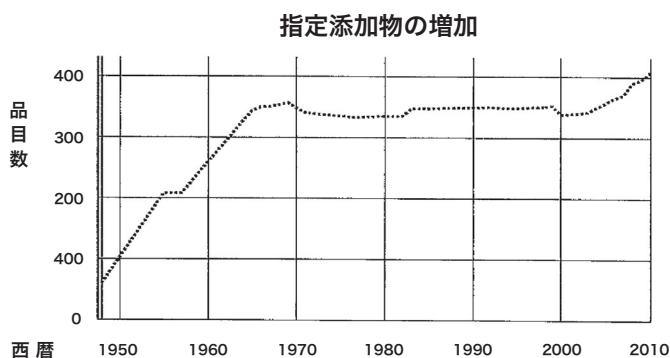
2007年ダイオキシンで汚染されたグアーガムを添加したアイスクリームが回収されました。私は、グアーガムのダイオキシン検査を要請しました。

このように、日本の食品添加物規制は、「予防原則」「子どもを守る」という観点が欠けています。福島で「20ミリシーベルト」を子どもに強要した民主党政権は悪魔以外の何者でもなく監視が必要です。

サリドマイドの教訓から厚生大臣官房審議官が、食用赤色104号、105号、106号については催奇形性試験を実施すると1970年12月、衆議院物価問題特別委員会で答弁しましたが、食用105号、106号については実施されていない可能性があります。毒性試験や疫学調査に厚生行政や日本の大企業は消極的でした。学界も行政や産業寄りの姿勢でした。

3)「極力制限」から「規制緩和」への方針転換

1970年頃の国会で、「食品添加物は極力使用を制限する」と答弁し、30数年間は約350品目に保たれてきましたが、2002年に発生した食塩中のフェロシアン化物の混入問題を契機として国際調和へ舵を切りました。フェロシアン化合物は、日本の食塩メーカーには不要でした。規制緩和により、今や413品目(2011年3月15日現在)に増加しました。



食品添加物の数の増加は、日本の食品産業に必須ではありません。乳化剤ポリソルベートが指定される前は、ショ糖脂肪酸エステル等で加工食品を生産することは可能でした。食用赤色40号が指定されなくても赤色に着色することは可能でした。「国際汎用添加物」カルミンが指定されていない日本では、コチニール色素を使いこなしています。日本の食品

業界は、云わば「ガラパゴス状態」でしたが不自由ではありませんでした。その証拠に、様々な加工食品が世界に先駆けて開発され、上市されてきました。

企業からの申請制度もなく、国民からの消徐の申し出もできない制度、即ち「官僚による官僚のための制度」です。取締りが主目的で、食品産業振興が従です。国民の視点はありません。自動車や家電等の輸出産業の振興のために、欧米の圧力に呼応し、発展途上国との経済連携協定促進のために、食品輸入の障害である食品添加物規制を緩和しています。

4) まとめに代えて

厚生労働大臣が食品添加物を指定する際には、内閣府食品安全委員会の健康影響評価を受ける制度になりました。しかし、内閣府食品安全委員会は、安全性に関する化学的・病理学的検討を実施する部隊を有していません。国立医薬品食品衛生研究所(旧国立衛生試験所)は厚生労働省の所轄です。実際の安全性の確認は厚生労働省経由となります。机上の作業のみが行われているのです。厚生労働省に施策に「お墨付き」を与えることが目的ですので、それで事足りているのでしょう。

厚生労働省の医薬食品局食品安全部は、医師、薬剤師、獣医師と法学出身者が主要なポストを占めます。化学を担う薬系の官僚のトップは審議官です。局長には昇進できません。食品は医薬に比べ地位が低いので、医薬品関係の主要な課長を歴任し、医薬品機構も経験したものが審議官に着任します。課長以上は政治家のバックも必要と囁かれてきました。

イレッサの裁判におけるいわゆる「下書き」提供問題に見られるように、官僚が学界にも働き掛け世論誘導を行うことは常套手段です。今回のように明るみに出て処分(相当軽い)されることは稀です。

学者は、自らの研究費、グループの研究費や退職後の地位と収入を確保するために、行政の審議会の委員を引き受け、「お墨付き」を与え続けます。官・産・学の癒着による世論誘導が行われます。食品添加物行政についても、「原発村」の構図と同様です。国民が立ち上がる以外に道は開けないと思います。

<参考>

- ・「食と消費者の権利：食品添加物、遺伝子組換え食品を例として」(オブアワーズ、2009年)
- ・「食の安全と安心：見える表示・見えない表示」(オブアワーズ、2011年)

生物多様性条約は市民の声が届く 国際条約だった

社団法人CEPAジャパン 川廷 昌弘

CBD市民ネットとは

2008年12月の年の瀬も押し迫ったある夜、新宿のあるカフェで50名ほどの人々が集まり、COP10に向けて活動する市民組織の設立に向けて想いをひとつにしていた。僕も誘われてその想いを共有し、この組織に企業人として参加することになった。そして2009年1月25日、「生物多様性条約市民ネットワーク（CBD市民ネット）」が名古屋で誕生し、総会と記者会見を行った。それからはテーマ別、タスク別の様々な作業部会ができて議論を重ね、思考を深化。ジョグラフCBD事務局長を招いて名古屋国際会議場で開催した1年前イベントや、国連大学と名古屋国際会議場で合わせて600名以上を集客して開催した100日前イベント「カウントダウン100フォーラム」で、活動の成果とポジションペーパー（COP10での市民提言案）を発表した。また、政府からみた市民の窓口としてその役割を担ながら、組織としても成熟しCOP10に突入した。COP10期間中は、世界のNGOのホストとして毎日のミーティング運営やニュースの発行、そして様々な事柄に対応する事務局として機能しつつ、会議場では日本の市民代表として多くの議題に対応し、ポジションペーパーに基づいたロビー活動も展開、さらに世界のNGOを代表してスピーチを行うなど、過密なスケジュールをチームワークでこなして乗り切った。その最大の成果は、CBD市民ネットが提案して日本政府案となった「国連生物多様性の10年」勧告案の採択である。これは誰にも知られることなく未達成に終わった「2010年目標」の反省を締約国に促し、新たな戦略計画である「愛知目標」を、すべての国と地域が「地球を守るラストチャンス」の10年」と認識し行動するために提案したもの。このほかに、湿地関係の作業部会が時間をかけて粘り強く取り組ん



CEPAに関する決議でスピーチする筆者

だ、水田の豊かな生物多様性に目を向け持続可能な利用を推進する「水田決議」の採択。さらに僕が取り組んだ、「教育とコミュニケーション」の決議である「CEPAに関する決議」の採択がある。

CEPA決議の修正提案

「生物多様性」という言葉は難しいという人が多い。明らかに外来語の対訳であり、この言葉そのものにイメージは持ちにくい。しかしこの言葉で表現したいことは私たちの生活に染み込んだことであり、それを様々な方法で紐解くのがCEPAである。CEPAとは、Communication = 広報、Education = 教育、Public Awareness = 普及啓発の頭文字による造語で、英語でシーパ、他の言語ではセパと発音され、生物多様性条約第13条に締約国の義務として記載された「教育とコミュニケーション」に関する条文である。僕は、すべてのステークホルダーがCEPAに力を注ぐにはCOP10でのCEPA決議に絡む必要があると考え、多くの人たちの支えによって運も呼べたようで、会議で発言の機会を得て約3分半でCEPAの現状への懸念を英語で表明し新たな提案を行ったところ、修正決議案にその提案が反映された。英語が駄目な僕は英会話に通い、なぜ自分が発言を行うのかカウンセリングを受け、スピーチ用の提案文を作成し、背景を理解した講師陣が英訳を進めた。提案が反映された部分を記載すると、「国家、地域、世界レベルでのCEPA活動の

ための窓口と実行団体を設け」「国連生物多様性の10年を積極的に支持する形で」「C O P 11でその評価を共有する」。さらに先住民族と「伝承文化とC E P A」を共有、「C E P A決議に関する日本のN G Oと先住民族（I I F B）との共同声明」を整え記者会見を実施した。しかし決議とはただの紙切れであり、これを理解し活用し行動することが求められる。

10年後を見据えて

「国連生物多様性の10年」は、C B D市民ネット及びI U C N日本委員会の提案を日本政府が受け取り、日本政府から生物多様性条約会議を通じて提案した議題である。条約の枠組みを超え、他の条約、国連の資金、プログラム、機関を通じ、また、C B Dの締約国となっていない国も含め、企業、N G Oなど世界中のあらゆるセクターが力を合わせて、条約の決定事項を10年という期間を見据え、腰を据えて取り組むことが目的となっている。この決定はC B D-C O P 10/M O P 5の成果すべてを支える枠組みとして国連の10年を位置づけるもので、C B D市民ネット、I U C N日本委員会、日本政府の提案の趣旨に沿った形で採択されたもの。しかし、この決定は単に枠組みを作っただけのもので、これまでの多くの「10年」のような行事やイベントのための仕組みにしてはならない。そのために大切なことは、まず日本国内で、政府・地方自治体・N G O・地域団体・企業などすべてのセクターがそれぞれの立場で、「愛知目標」を中心とする今回の締約国会議の成果を広く知らせ、実現する努力とそのための仕組みの確立であり、また、同時に国連と協力し、また各国の人々と協力して取り組みを推進することが大切である。

2020年に向けた「愛知目標」

「愛知目標」とは、2011年からの新戦略計画（ポスト2010年目標）で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに「生物多様性の損失を止めるため効果的かつ緊急の行動を」という目標。2002年にC O P 6で採択された「2010年目標」では、生物多様性の損失速度を2010年までに減速させるとしていたが、条約事務局は生物多様性の損失は止まらず目標は未達成と発表、それを刷新する目標としてC O P 10で合意されたもの。具体的な数値目標としては、世界の保護地

区のうち、陸域の割合を17%、海域の割合を10%に拡大することなどが盛り込まれ、生物の生息地が失われる速度を少なくとも半減させることなど、20の個別目標が定められた。これらの個別目標は、（A）締約国が生物多様性の損失の根本原因に対処する、（B）生物多様性への直接的な圧力を減少させる、（C）生物多様性の状況を改善する、（D）生物多様性から得られる恩恵を強化する、（E）参加型計画等を通じて実施を強化する、といった5つの戦略目標の下に置かれている。しかし、5つの戦略目標も20の個別目標も、一般的にはとても難解な文章で記載され、生活実感からはほど遠いものになっている。この目標を10年後に達成するためには、伝えるべき人たちがしっかり読み込んで、読み替えをしていかなければならないと言われている。そのためI U C N-Jは「愛知目標」の普及啓発事業として「にじゅうまるプロジェクト」を立ち上げ、N G Oだけでなく、政府、自治体、企業、メディアも巻き込んだ取り組みを始めた。

自然との共生を目指して

さて、「国連生物多様性の10年」の前半の5年は、国連レベルの重要な取組が毎年マイルストーンとして待ち受け、いずれのテーマも「自然資源豊かな地球に支えられた心豊かな暮らし」という共通のゴールを目指している。つまり生物多様性は地球上の社会問題の根源にある概念であり、地域や家庭で代々受け継いできた自然との共存の「伝承」は、生物多様性の教育であり普及啓発、つまりC E P Aである。そう考えると生物多様性条約は「地球市民の生活基本法」と捉えることができ、一見かけ離れた都市生活、里山の崩壊、途上国の開発や飢餓という問題に、いのちのつながりが見えてくる。生物多様性という概念は新しいが、取組は昔から行われてきたもの。つまり戦後の高度経済成長で忘れ物をしてきた私たち日本人は、自然資源の利用者でもあり管理者でもあるという当事者意識、「自分ごと化」を思い返す必要がある。自然資源に支えられた生活への「創造力」を持つことがC E P Aのゴールとも言え、自然共生の精神が地球を守るコンセプトとして、日本人が環境技術だけでなく市民活動でも奮起する時が来ている。

（参考文献：m-words.jp、C B D市民ネットプレスリリース）

ケミネット シンポジウム報告

～今こそ化学物質政策基本法の制定を～

化学物質政策基本法の必要性

東日本大震災後の東北の復興、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染問題など、国民の意識は震災後の危機に寄せられています。しかし、このような危機にある今だからこそ、化学物質問題にも目を向けるべきときです。今回の震災で工場から大量に流出した有害化学物質、瓦礫と化したアスベスト含有建材の処理、仮設住宅で使用される化学物質の規制など、考えなければならないことは山積しています。そこでケミネットは、2011年5月24日、参議院議員会館にて院内集会を開催し、「今こそ化学物質政策基本法の制定を」と訴えました。

ケミネット参加団体の中地重晴（有害化学物質削減ネットワーク）は、福島第一原子力発電所事故が起こったことで、経済産業省や保安院などのいわゆる「原子力村」だけでは問題を解決することができないこと、経産省という一つの省が規制側と推進側の二役を担うのは不可能なことが明らかになったと訴えました。化学物質問題も、省庁縦割の中で規制側と推進側が混在しているのは原子力と同じです。前述のような震災後の様々な問題に今までの枠組みでは対応できていません。

現場からの訴え

院内集会では現場からの訴えとして、滝ヶ崎照子さん（有害化学物質から子どもを守る千葉県ネットワーク）と吉田由美子さん（協同組合石けん運動連絡会代表幹事）が報告しました。

滝ヶ崎さんは、ご自身も長女も化学物質過敏症を発症し、病虫害駆除目的で公園緑地や公共施設に散布される農薬に苦しめられています。農薬散布には、環境省や農水省の通知やマニュアルで事前周知等のルールが決められていますが、地域によっては事前周知もせず、希釈倍率も守らずに公共の場で有機リ

ン系農薬を散布し、具合が悪くなる子どもがたくさんいるとのことでした。滝ヶ崎さんは、「自然保護と言って鳥のためにできることが、何故子どものためにできないのでしょうか？ 子どもの健康を守ってほしい」と訴えました。

吉田さんは、家庭から排出されるP R T R指定物質の半数が合成洗剤であることを問題視し、暮らしのあり方を見直すためには、合成洗剤から石けんに変えていくことが必要と訴えました。また、協石連組合員達が市販品の成分調査を実施したところ、同一成分なのに法規制等によって表示名が異なるものが数多くあり、P R T R指定物質を探し出すのが難しかったことから、市販品にG H S制度を導入し、表示名を統一すべきだと訴えました。

議員からの声

院内集会には、多くの市民に加え、議員から民主党の岡崎トミ子議員、田島一成議員、大河原雅子議員、社民党の福島瑞穂議員、自民党の古川俊治議員、公明党の加藤修一議員、みんなの党の水野賢一議員、共産党の塩川鉄也議員が参加し、化学物質政策基本法の必要性に賛同しました。

特に民主党議員からは、3月末に厚生労働・農林水産・経済産業・環境の4部門会議を共管とする化学物質政策P Tを設置し、現在関係者からのヒヤリング等を行いながら、議員立法として化学物質政策基本法の立法化をめざしていると報告がありました。

今国会の行方はまだ不透明ですが、このような議員の動きが政局に巻き込まれて消えてしまうことがないように、我々国民としても、化学物質政策基本法の必要性を声を大にして訴え、基本法の制定を実現させなければなりません。

6.11脱原発100万人アクション参加報告

山本 雅子



東日本大震災から3カ月が経過した2011年6月11日、「6.11脱原発100万人アクション」という呼びかけのもと、全国各地で脱原発を訴える市民運動が行われました。

その運動の1つ、「第3回エネルギーシフトパレード」に参加した様子をご報告します。

エネルギーシフトパレードとは

エネルギーシフトパレードは、環境問題に取り組む3つの団体の代表者が呼びかけ人となり、原子力エネルギーから自然エネルギーへの転換を訴える市民運動です。既に2回、4月24日と5月15日に行われており、今回3回目のパレードでは約1500人もの人が参加しました。

今回のパレードでは、①原発を止める、止めたものは動かさない、新しく作らない、②子どもたちを被ばくから守るため、あらゆる措置をとる、③自然エネルギーを主流にしたエネルギーシフトを実現する、という3つメッセージを伝えました。

14:00 オープニング・トーク

集合場所である代々木公園ケヤキ並木入口に到着すると、イベント用に特設された壇を中心に既に多くの人が集まっていました。若者や家族連れも多く、普段忙しい人たちも関心を寄せていることに驚きました。

まず、オープニングイベントとして、主催者・賛同者によるパレードのコンセプトの確認や、福島県から訪れている女性のお話、パレードの注意事項の説明、掛け声の練習などが行われました。

つぎに、大震災が発生した14時46分に、犠牲者の冥福を祈って参加者全員で黙とうしました。黙とうの終わりに歌手のYaeさんが「どれだけの人が悲しい思いを

したかと思うと胸がいっぱいになる。プラスのエネルギーで日本を変えていこう」と涙ながらにお話してくださり、パレードの意味を再確認しました。

15:00 パレード

午前中に降っていた雨もすっかり上がり、気持ちの良い晴れ間が広がったところにパレードが開始されました。ルートは代々木公園―渋谷―原宿―代々木公園で、テーマ別に7グループ（ファミリー隊、フラワー隊、脱原発隊、太鼓隊、DJ隊、ライブ隊、福島隊）に分かれて歩きました。

私は、放射能汚染の事実を再度認識し、浄化作用のあるお花を持って地域の復興・再生に向けた希望を語りかけたいと思い、フラワー隊に参加しました。

フラワー隊には女性が多く、お花で溢れ優しい雰囲気でしたが、車道を約40分歩く間、脱原発、エネルギーシフトを力強く訴え続けました。日曜の渋谷・原宿はお店、商品、若者で溢れていましたので、その豊かな生活が何によって支えられているのか、その生活を続けるべきなのかどうか一緒に考えよう、と心の中で訴えながら歩きました。

16:00 パレード終了

代々木公園まで戻ると、パレードの感想報告会で締め括られました。パレードを通じて、大震災後の状況に対する危機感と行動に起こさなければ何も始まらないという意識を、多くの人が共有していることを知ることが出来て良かったです。この行動を国を動かす第一歩とできるかどうかは、政治や行政への働きかけ次第だと思いますので、皆で次の行動として何ができるかを考え続けなければならないと思いました。



◎総会記念講演会「放射能と化学物質の次世代への影響」

今年の国民会議年次総会記念講演会では、放射能と化学物質の問題について共通点・相違点を考えてみます。講師の綿貫礼子さんと吉田由布子さんは、ウクライナのキエフで行われたチェルノブイリ25周年の国際会議にも出席されました。チェルノブイリの経験からみた福島の実状と未来についてお話をいただきます。また化学物質については、環境ホルモン問題の第一人者でいらっしゃる井上達先生（前国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長）に、私たちの毎日の暮らしに役立つ毒性学（トキシコロジー）についてわかりやすくお話いただく予定です。

詳しくは同封チラシ（またはHP）をご覧ください。ぜひ皆さまのご参加をお待ちしております。

なお当日は、11時30分から12時30分まで国民会議年次総会を行います。（総会ご希望の方はどなたでも傍聴可能です）

○日時：7月23日（土）13時30分～16時35分

○会場：エコギャラリー新宿（新宿区西新宿2-11-4 新宿中央公園内）

TEL 03-3348-6277

○資料代：1000円

○参加を希望される方は、氏名、電話番号、メールアドレスを明記のうえ、ファクス（03-5368-2736）かメール（kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp）でご連絡ください。

◎ニュースレターPDF発行切り替えの再度のお願い

前号のチラシで「ニュースレターのPDFファイル発行お申し込みのお願い」をしたところ、70名の会員の方からお申し込みをいただきました。

皆さまの年会費2000円は、大部分が年6回のニュースレターの印刷・発送経費になっています。この切り替えで経費が軽減できると、他の調査や提言活動に回すことができます。また、PDFは①写真・画像などがカラー②紙ニュースより早く届く③電子ファイルなので保存が楽、などのメリットもあります。ぜひ、再度ご検討ください。

お申し込みはメールで、件名に「ニュースPDF申し込み」、本文に①氏名、②メールアドレス、③電話番号をご記入の上、国民会議のメールアドレス（kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp）までお送りください。

◎活動報告(11/05～11/06)

05月07日 ネオニコチノイド系農薬の使用中止を求めるためのネットワーク（ネオニコネット）会議と学習会
05月11日 広報委員会
05月12日 ネオニコチノイド系農薬問題で長野県庁副知事へ申し入れ
05月19日 運営委員会
05月24日 化学物質政策基本法を求めるネットワーク（ケミネット）院内集会
06月06日 ネオニコネット会議
06月09日 運営委員会
06月21日 ケミネット会議

編集後記

広報委員長 佐和洋亮

「放射能を食べる」

東日本大震災による福島原発問題が起きてからは、放射能のことがマスコミに登場しない日はありません。

そんな中で、昨日のテレビ。後から考えればそれは大変奇妙で、そして、とても怖い番組。「放射能で汚染された野菜の食べ方」「放射能に負けない調理方法」というものでした。東電などの報道によれば、原発の周辺地域を除けば、人体に影響はない程度の数値だから格別日常生活にさしさわりのないというようなことだったのですが、それと比べるとこれはなんとも不思議な番組。

気になって、他の雑誌や新聞を当たったところ、納得。

まず、「基準値以下だから大丈夫だ」というのはウソ！という記事。内部被曝では、放射性物質が長期間体内に留まって放射線を出し続け、周りの細胞の遺伝子や染色体を損傷し続けるから、放射性物質はできる限り体内に取り込まない方がいいとのこと。しかし、既に土地や海が広範囲に汚染されているので、放射能汚染のない食品だけを食することは無理な状況に。

そのために、先程の調理方法などのテレビ番組が登場したのでしょう。その番組では、野菜などは徹底した水洗いをすれば放射能はかなり減少する、とありましたが、他方、葉や根から野菜の中に放射能が吸収されてしまっていたら、水洗いをしてももう手遅れ、という記事も。

放射能は、原子の種類によって、ヨウ素は甲状腺に、ストロンチウムは歯や骨に、セシウムは筋肉や生殖器に蓄積されるが、特に成長期にある子供の場合は細胞分裂が活発なので、細胞の遺伝子情報が狂わされると、それがどんどん複製してしまい、成長が止まるまでの間、非常に危険なことになるそうです。逆に、ほとんど細胞分裂がしない50歳代、60歳代になったら被爆しても影響が少ないそうです。

したがって、対策としては、まず、乳幼児は疎開させて汚染地域からなるべく遠くへ離すこと、また、「もう、安全な食べ物なんてないから、子どもを守るために、放射能汚染食材は、子どもに食べさせないで大人が食べて下さい」ということになるわけですね。

（参考文献『週刊金曜日』6/10号、他）

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第69号
2011年6月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局
〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642
ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議

編集協力・レイアウト
PEM-DREAM

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>